

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程

平成16年4月1日

達示第83号制定

(前略)

第2章 勤務時間、休憩、休日等

第1節 勤務時間、休憩等

(所定勤務時間)

第3条 教職員の所定勤務時間は、1週間(日曜日から土曜日までとする。以下同じ。)につき 38時間45分~~40時間~~、1日につき 7時間45分~~8時間~~とする。

(始業及び終業の時刻)

第4条 教職員の勤務の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

(1) 始業 午前8時30分

(2) 終業 午後5時 15~~30~~分

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認める場合は、当該事業年度における終業時刻を午後5時~~15分~~とすることができる。

(中略)

第2節 週休日・休日~~・休暇~~

(中略)

第4章 勤務時間の特例

(1箇月単位の変形労働時間制)

第16条 業務の都合上特別の形態によって勤務する必要のある教職員については、1箇月以内の1定期間を平均し1週間の勤務時間が 38時間45分~~40時間~~を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割り振ることがある。

2 別表第3の教職員の割振り単位期間、週休日、始業及び終業の時刻及び休憩時間は、同表に定めるところによる。

(1年単位の変形労働時間制)

第17条 業務に季節的な繁閑がある教職員については、労基法第32条の4の労使協定の定めるところにより、1箇月を超え1年以内の1定期間を平均し1週間の勤務時間が 38時間45分~~40時間~~を超えない範囲内において、週休日及び勤務時間を別に割り振ることがある。

(中略)

第5章 休暇

第1節 有給休暇

(有給休暇の種類)

第20条 教職員の有給休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

2 有給休暇時の給与は、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)の定めるところによる。

(中略)

第4節 特別休暇

(特別休暇の事由及び期間)

第27条 教職員が、次の各号の一に該当する場合には、特別休暇を与えることがある。

- (1) 教職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - (2) 教職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (中略)

第7章 適用除外

(適用除外)

第32条 第2章から第4章までの規定は、給与規程第5条第1項第6号に定める指定職俸給表の適用を受ける教職員(同規程別表第9の職名欄に掲げる職にある者に限る。)及び同規程第12条に定める俸給の特別調整額の支給を受ける教職員には、適用しない。

(中略)

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第27条第2号の改正規定は、平成21年5月21日から施行する。

別表第1(第4条、第5条関係)

教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
授業、診療等の業務,窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部局長が指定する者	午前9時30分 から午後6時15分まで	正午から午後0時45分まで 午後1時から午後1時45分まで
	午前9時30分 から午後6時30分まで	正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで
原子炉実験所経理課電気掛に勤務する職員のうち、原子炉実験所長が指定する者	午前10時30分 から午後7時15分まで	午後1時から午後1時45分まで

医学部附属病院事務部医務課に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	午前7時から <u>午後3時45分</u> 午後4時まで	正午から午後1時まで
医学部附属病院事務部経営管理課に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	午前11時から <u>午後7時45分</u> 午後8時まで	午後1時から午後2時まで

別表第2（第5条関係）

教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部局長が指定する者	午前8時30分から <u>午後5時</u> 午後5時15分まで	午後1時から午後1時45分まで
	午前8時30分から <u>午後5時15分</u> 午後5時30分まで	午後1時から午後2時まで

別表第3（第16条関係）

教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
医学部附属病院の診療科及び中央診療センターに勤務する教員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する <u>8.5</u> 8 又は7の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時15分から午後4時まで
			午前8時30分から <u>午後5時15分</u> 午後5時30分まで	正午から午後1時まで
			午後5時15分から翌日 <u>午前9時45分</u> 午前10時15分まで	午前1時15分から午前2時15分まで
			午前8時30分から午後9時30分まで	午後0時15分から午後4時まで、午後5時15分から午後5時30分まで

			午前8時30分から午後0時30分まで	-
			午後1時から午後5時まで	-
医学部附属病院薬剤部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時30分から <u>午後5時</u> 午後5時15分 まで	午後0時15分から午後1時まで
			午前8時30分から <u>午後5時15分</u> 午後5時30分 まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	正午 午後0時15分 から午後1時まで、午後5時15分から午後7時まで、午前1時から <u>午前6時45分</u> 午前6時30分 まで
			午後5時15分から翌日午前8時30分まで	午後9時 午後5時30分 から <u>午後10時</u> 午後7時45分 まで、午前1時から <u>午前7時30分</u> 午前6時30分 まで
医学部附属病院検査部、輸血細胞治療部及び病理診断部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時から <u>午後4時45分</u> 午後5時 まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から <u>午後5時</u> 午後5時15分 まで	正午から午後0時45分まで
			午前8時30分から <u>午後5時15分</u> 午後5時30分 まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	正午から午後1時まで、午後7時30分から午後8時まで、翌日午前0時から <u>午前7時</u> 午前6時30分 まで
			午前9時30分から <u>午後6時15分</u> 午後6時30分 まで	午後0時30分から午後1時30分まで

			午後5時15分から翌日午前8時30分まで	<u>午後7時30分</u> 午後7時45分から午後8時まで、翌日午前0時から <u>午前7時</u> 午前6時30分まで
			午前8時30分から午後0時30分まで	-
			<u>午前8時30分から午後0時15分まで</u>	-
			<u>午後0時30分から午後9時まで</u>	<u>午後5時から午後5時45分まで</u>
			<u>午後4時から翌日午前9時30分まで</u>	<u>午後8時30分から午後9時まで、午前3時から午前4時30分まで</u>
医学部附属病院放射線部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する <u>8.8</u> 又は7の1日勤務日	午前7時30分から午後4時15分まで	午前11時15分から正午まで
			午前8時30分から <u>午後5時</u> 午後5時15分まで	正午 午後0時15分から <u>午後0時45分</u> 午後1時まで
			午前8時30分から午後5時30分まで	正午から午後1時まで
			午前11時30分から <u>午後8時</u> 午後8時15分まで	午後3時15分から午後4時まで
			<u>午後0時30分</u> 午前11時30分 から <u>午後9時</u> 午後8時30分 まで	<u>午後3時30分</u> 午後3時 から <u>午後4時15分</u> 午後4時まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	午後0時15分から午後1時まで、 <u>午後7時15分</u> 午後8時 から <u>午後8時30分</u> 午後8時45分まで、午前0時から午前6時30分まで
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	午後0時15分から午後1時まで、 <u>午後8時30分</u> 午後8時45分 から翌日午前3時まで、 <u>午前6時15分</u> 午前6時30分 から午前7時30分まで

医学部附属病院疾患栄養治療部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前7時30分から午後4時15分まで	午前11時30分から 午後0時30分 午後0時15分まで
			午前7時30分から午後4時30分まで	午前11時30分から 午後0時45分 午後0時30分まで
			午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時15分から 午後1時15分 午後1時まで
			午前8時30分から午後5時30分まで	正午から 午後1時15分 午後1時まで
			午前9時30分から午後6時15分まで	午後0時30分から 午後1時30分 午後1時15分まで
			午前9時30分から午後6時30分まで	午後0時30分から 午後1時45分 午後1時30分まで
			午後0時30分から午後6時30分まで	-
			午前7時30分から午後6時30分まで	午後0時30分から 午後2時 午後1時30分まで
医学部附属病院看護部に勤務する職員 看護部長、副看護部長、病棟・外来棟等看護師長、病棟・外来棟等副看護師長及びその他の看護職員 のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する 8 又は7の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時30分から 午後1時30分 午後1時15分まで
			午前8時30分から午後5時30分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午前8時15分から午後5時まで	午後0時15分から 午後1時15分 午後1時まで
			午前8時から午後4時45分まで	正午から 午後1時 午後0時45分まで
			午前10時45分から午後7時30分まで	午後2時45分から午後3時30分まで

			<u>午後4時30分から翌日午前9時まで</u>	<u>午後8時30分から午後9時30分まで</u>
医学部附属病院看護部 外来棟に勤務する職員（看護師長を除く。） に勤務する外来棟副看護師長、看護師及び助産師のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8 と 又は7の1日勤務日	正午から午後8時45分まで	午後4時から <u>午後5時</u> 午後4時45分まで
			午前11時30分から午後8時15分まで	午後3時30分から <u>午後4時30分</u> 午後4時15分まで
			午後1時から午後9時45分まで	午後5時から <u>午後6時</u> 午後5時45分まで
			午後1時15分から午後10時まで	午後5時15分から <u>午後6時15分</u> 午後6時まで
医学部附属病院看護部に勤務する看護師長のうち、医学部附属病院長が指定する者（他の「教職員の区分」に定める者を除く。）	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時30分から午後1時15分まで
			午前8時30分から午後5時30分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午後4時30分から翌日午前9時30分まで	午後8時30分から午後9時30分まで
医学部附属病院看護部病棟に勤務する副看護師長、看護師、助産師、准看護師、看護助手職員（ <u>看護師長を除く。</u> ）のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後0時45分まで
			午前7時から午後3時45分まで	午前11時から <u>正午</u> 午前11時45分まで
			午後3時45分から翌日午前0時30分まで	午後7時45分から <u>午後8時45分</u> 午後8時30分まで
			午後3時15分から午前0時まで	午後7時15分から <u>午後8時15分</u> 午後8時まで
			午前0時から午前8時45分まで	午前5時から <u>午前6時</u> 午前5時45分まで
			午後1時から午後9時45分まで	午後5時から <u>午後6時</u> 午後5時45分まで

			正午から午後 8 時 4 5 分まで	午後 4 時から <u>午後 5 時</u> 午後 4 時 4 5 分まで
			午後 3 時 3 0 分から翌日 <u>午前 9 時</u> 午前 9 時 3 0 分 まで	午後 8 時から午後 1 0 時まで
			<u>午前 7 時 3 0 分から午後 4 時 1 5 分まで</u>	<u>午前 1 1 時 3 0 分から午後 0 時 3 0 分まで</u>
			<u>午前 8 時から午後 8 時 3 0 分まで</u>	<u>正午から午後 1 時まで</u>
			<u>午前 7 時 4 5 分から午後 8 時 3 0 分まで</u>	<u>正午から午後 1 時まで</u>
			<u>午後 7 時 4 5 分から午前 8 時 3 0 分まで</u>	<u>午後 9 時から午後 1 0 時まで</u>
			<u>午後 8 時から午前 8 時 3 0 分まで</u>	<u>午後 9 時から午後 1 0 時まで</u>
医学部附属病院看護部手術部に勤務する <u>職員（看護師長を除く。）</u> 副看護師長、看護師、准看護師、看護助手のうち、医学部附属病院長が指定する者	4 週間	医学部附属病院長が指定する 8 又は 7 の 1 日勤務日	午前 8 時から午後 4 時 4 5 分まで	正午から午後 0 時 4 5 分まで
			午前 8 時 1 5 分から午後 5 時まで	午後 0 時 1 5 分から午後 1 時まで
			午後 3 時 4 5 分から午前 0 時 3 0 分まで	午後 7 時 4 5 分から <u>午後 8 時 4 5 分</u> 午後 8 時 3 0 分 まで
			午後 3 時 1 5 分から午前 0 時まで	午後 7 時 1 5 分から <u>午後 8 時 1 5 分</u> 午後 8 時まで
			午後 4 時 3 0 分から翌日 午前 9 時 3 0 分まで	午後 8 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで
			正午から午後 8 時 4 5 分まで	午後 4 時から <u>午後 5 時</u> 午後 4 時 4 5 分まで

			<u>午前8時から午後8時30分まで</u>	<u>正午から午後1時まで</u>
			<u>午前7時45分から午後8時30分まで</u>	<u>正午から午後1時まで</u>
			<u>午後7時45分から午前8時30分まで</u>	<u>午後9時から午後10時まで</u>
			<u>午後8時から午前8時30分まで</u>	<u>午後9時から午後10時まで</u>
医学部附属病院看護部中央診療センターに勤務する職員（ <u>看護師長を除く。</u> ）副看護師長、看護師、 副看護師長、看護師、 准看護師、看護助手のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する <u>8</u> 又は7の1日勤務日	午前8時15分から午後5時まで	午後0時15分から午後1時まで
			午前11時15分から午後8時まで	午後3時15分から <u>午後4時15分</u> 午後4時まで
			午後1時から午後9時45分まで	午後5時から <u>午後6時</u> 午後5時45分まで
			午後1時15分から午後10時まで	午後5時15分から <u>午後6時15分</u> 午後6時まで
			午前8時30分から午後5時30分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
医学部附属病院看護部救急部及び集中治療部に勤務する職員（ <u>看護師長を除く。</u> ） 副看護師長、看護師、 准看護師、看護助手のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後0時45分まで
			午前7時45分から午後4時30分まで	午前11時45分から <u>午後0時45分</u> 午後0時30分まで
			午前7時から午後3時45分まで	午前11時から <u>正午</u> 午前11時45分まで
			午後3時45分から翌日午前0時30分まで	午後7時45分から <u>午後8時45分</u> 午後8時30分まで

			午後3時15分から午前0時まで	午後7時15分から <u>午後8時15分</u> 午後8時まで
			午前0時から午前8時45分まで	午前5時から <u>午前6時</u> 午前5時45分まで
			午後1時から午後9時45分まで	午後5時から <u>午後6時</u> 午後5時45分まで
			<u>午前8時から午後8時30分まで</u>	<u>正午から午後1時まで</u>
			<u>午前7時45分から午後8時30分まで</u>	<u>正午から午後1時まで</u>
			<u>午後7時45分から午前8時30分まで</u>	<u>午後9時から午後10時まで</u>
			<u>午後8時から午前8時30分まで</u>	<u>午後9時から午後10時まで</u>
医学部附属病院看護部病棟及び看護管理室に勤務する看護助手のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時30分から午後1時15分まで
			午前8時30分から午後5時30分まで	午後0時30分から午後1時30分まで
			午前7時30分から午後4時15分まで	午前11時30分から午後0時15分まで
医学部附属病院看護部医療器材部に勤務する看護助手のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後0時45分まで
			午前7時30分から午後4時15分まで	午前11時30分から午後0時15分まで
医学部附属病院看護部精神科神経科西病	4週間	医学部附属病院長が指	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後0時45分まで

棟に勤務する看護助手のうち、医学部附属病院長が指定する者		定する8又は7の1日勤務日	午後1時から午後9時45分まで	午後5時から午後5時45分まで
			午後3時45分から午前0時30分まで	午後7時45分から午後8時30分まで
			午後3時15分から午前0時まで	午後7時15分から午後8時まで
			午前0時から午前8時45分まで	午前5時から午前5時45分まで
医学部附属病院看護部に勤務する看護助手のうち、医学部附属病院長が指定する者（他の「教職員の区分」に定める者を除く。）	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後0時45分まで
			午後3時45分から午前0時30分まで	午後7時45分から午後8時30分まで
			午後3時15分から午前0時まで	午後7時15分から午後8時まで
			午前0時から午前8時45分まで	午前5時から午前5時45分まで
農学研究科附属牧場に勤務する教職員のうち、農学研究科長が指定する者	4週間	農学研究科長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
原子炉実験所に勤務する教職員のうち、原子炉実験所長が指定する者	4週間	日曜日及び土曜日	午前8時30分から <u>午後5時15分</u> 午後5時30分まで	正午から午後1時まで
			午前8時30分から <u>午後1時45分</u> 午後2時15分まで	正午から午後0時45分 午後0時15分から午後4時まで
			午前8時30分から午後9時までの間の1-1時間又は午後8時30分から翌日午前9時まで	原子炉実験所長が定める1時間30分

			午後1時から <u>午後5時30分</u> 午後6時 まで	-
			<u>午後2時45分</u> 午後2時45分 から翌日午前9時まで	原子炉実験所長が定める 2時間45分
			<u>午後7時15分</u> 午後6時30分 から翌日午前9時まで	原子炉実験所長が定める 1時間30分
霊長類研究所附属人類進化モデル研究センターに勤務する教職員	4週間	霊長類研究所長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から <u>午後5時15分</u> 午後5時30分 まで	正午から午後1時まで
総合博物館に勤務する職員のうち、総合博物館長が指定する者	4週間	総合博物館長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から <u>午後5時15分</u> 午後5時30分 まで	正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで
フィールド科学教育研究センター海域ステーション瀬戸臨海実験所に勤務する教職員	4週間	フィールド科学教育研究センター長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から <u>午後5時15分</u> 午後5時30分 まで	午前11時30分から午後0時30分まで 午後0時30分から午後1時30分まで